

令和7年度A類疾病の定期接種対象年齢表

令和7年度版 (R7.4.1~R8.3.31)

定期予防接種対象年齢		1	2	3	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
予防接種の種類		か	か	か	か	か	か	か	か	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
ロタウイルス	ロタリックス (1価ワクチン)	出生6週0日後~24週0日後まで																													
	ロタテック (5価ワクチン)	出生6週0日後~32週0日後まで																													
小児肺炎球菌		2~60か月未満																													
B型肝炎		1歳未満																													
BCG (結核)		1歳未満																													
ヒブ (インフルエンザ菌b型) 【Hib】		2~60か月未満																													
ジフテリア (D) 百日せき (P) 破傷風 (T) ポリオ (IPV) ヒブ感染症 (Hib) 第1期	5種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ) 【DPT-IPV-Hib】	2~90か月未満																													
	ジフテリア (D) 百日せき (P) 破傷風 (T) ポリオ (IPV) 【DPT-IPV、DPT、DT、IPV】	2~90か月未満 (DTの場合は、3~90か月未満)																													
ジフテリア・破傷風 【DT】 第2期																						11~13歳未満		1回接種							
麻しん・風しん混合 【MR】		1~2歳未満 1期 1回接種		H31.4.2~R2.4.1生 (幼稚園などの年長児)		2期 1回接種																									
水痘		1~3歳未満																													
日本脳炎		6~90か月未満 1期		9~13歳未満 2期		1回接種																									
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)		<p>＜特例措置＞ 予防接種実施規則により、平成7年4月2日~平成19年4月1日に生まれた人は1期 (3回) 及び2期 (1回) のうち未完了分を、20歳未満までの間に定期接種として接種ができるとされています。</p>																													
		<p>H21.4.2~H26.4.1生まれの女子 (小学校6年~高校1年相当)</p>																													
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)		サーバリックス (2価ワクチン)		1か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。																											
		ガーダシル (4価ワクチン)		2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。																											
		シルガード9 (9価ワクチン)		<p>【小学校6年~15歳未満で開始した場合】 6か月の間隔をおいて2回接種します。</p> <p>【15歳以上で開始した場合】 2か月の間隔をおいて2回接種した後、1回目接種から6か月の間隔をおいて3回目を受けます。</p>																											
ヒトパピローマウイルス (子宮頸がん)		<p>＜キャッチアップ接種の経過措置＞</p> <p>予防接種施行令により、平成9年4月2日~平成21年4月1日生まれの女性で、令和4年4月1日~令和7年3月31日までの間において、少なくとも1回以上接種した方は、3回接種のうち未完了分を令和8年3月31日までの間、定期接種として接種できるとされています。</p>																													
		<p>H9.4.2~H21.4.1生まれの女子</p>																													

※初回接種は、生後2か月から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として接種することが望ましいとされています。

5種混合ワクチンを基本として、いずれかのワクチンを接種します。詳しくは、かかりつけ医にご相談ください。

定期接種の期間にご注意ください。

○上の表の および は、予防接種法で定められた定期の予防接種の対象者です。病気にかかりやすい時期を考慮して定められた期間(標準的な接種期間)である の期間中にできるだけ接種を受けましょう。

○同じ種類のワクチンを複数回受ける場合は、予防接種ごとに決められた接種間隔を守る必要があります。上の表では、標準的な接種間隔を記載しています。具体的な接種スケジュールについては、かかりつけ医と相談し、計画的に接種を受けましょう。

○長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかった等、特別な事情があり予防接種を受けることができなかったと認められる人について、特別な事情がなくなった日から起算して2年間、定期の予防接種の対象(ロタウイルス感染症を除く)となります。(ただし、ヒブは10歳に達するまで、小児肺炎球菌は6歳に達するまで、BCGは4歳に達するまで、5種混合【DPT-IPV-Hib】及び4種混合【DPT-IPV】は15歳に達するまでを年齢上限とします。)

●日本脳炎予防接種の特例措置において、平成19年4月2日~平成21年10月1日生まれの人は、1期(3回)の未接種分を2期の対象期間(9歳以上13歳未満まで)に接種することができましたが、接種対象期間の満了に伴い、令和4年9月30日で終了しました。